

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し
 支出することができる金額の制限額 (選挙管理委員会) ページ
 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (同) 一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十二年七月十一日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十二年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

四〇、六三八、八 円

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十二年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

